

設 計 書

市道伐開事業	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和 7 年 8 月 日						工 事 概 要	市道筒田線 延長 L=300.0m 伐木工 1式 市道桐野餅井線 延長 L=10.0m 伐木工 1式				
工 事 番 号	第 号											
河 川 名 路 線 名	市道 筒田線・桐野餅井線											
施 行 位 置	阿久根市 脇本 地内											
工 事 名	令和7年度 市道伐開事業 筒田線外1線 道路伐木委託											
工 期	60日間	施 行 方 法	直 営 ・ 請 負									
支 出 科 目	年 度	会 計		款		項	目	節				
	区 分		金 額			摘 要						
	設 計 額		円									
其 の 他	市道筒田線及び桐野餅井線の支障木伐採を行い、通行の安全と環境整備を図るものである。											

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税相当額 円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		

本 工 事 内 訳 表

令和7年度 市道伐開事業 筒田線外1線 道路伐木委託

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費					
伐木工					
支障木伐採	1.0	式			第1号内訳書
直接工事費					
諸経費(単独経費)					
対象額 率 30.00%					
委託価格					
対象額 率 10.00%					
消費税相当額					
請負工事費計					

筒田線

施 工 内 訳 表

第 1 号内訳表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
25tRクレーン	2.0	日			見積
10tRクレーン	4.0	日			見積
チェンソー	16.0	台			見積
作業員	24.0	人			見積
4tD(処分木 運搬) 2台×4日	8.0	日			見積(油脂・保証料込)
0.45BHフォーククロー	3.0	日			見積(油脂・保証料込)
0.2BHフォーククロー	8.0	日			見積(油脂・保証料込)
運搬費 (0.45BHフォーククロー)	1.0	回			見積
運搬費 (0.2BHフォーククロー)	1.0	回			見積
油脂諸材料費	1.0	式			見積
木材破碎機 (運転手込み)	4.0	日			見積(油脂・保証料込)
安全対策費 道路誘導 設備等	1.0	式			見積
計	1.0	式			

採用単価一覧表

作業項目	規格	単位	採用単価(円)
25tRクレーン		日	80,000
10tRクレーン		日	56,000
チェンソー		台	2,850
作業員		人	17,000
4tD(処分木 運搬)		日	43,000
0.45BHフォークロー		日	46,000
0.2BHフォークロー		日	40,000
運搬費	フォークロー 0.45BH	回	41,400
運搬費	フォークロー 0.20BH	回	27,400
油脂諸材料費		式	77,000
木材破砕機(運転手込み)		日	96,000
安全対策費	道路誘導 設備等	式	150,000

特記仕様書

第1章 総則

第1条 当該特記仕様書は、阿久根市脇本地内の令和7年度市道伐開事業 筒田線外1線 道路伐木委託に適用する。

第2条 当該業務の数量は、設計書のとおりとする。

2 各路線における伐木範囲は路肩外側から地上高さ6mまでの高さを標準とする。

3 伐木作業中は交通に支障がきたさないように適切な対処に努めること。

第3条 発注者は、本業務における総括監督職員及び監督職員（以下「監督職員」という。）を定め、受注者に通知するものとする。

2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、業務遂行に必要な指示、承諾、協議等の権限を有するものとする。

3 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第4条 当該特記仕様書及び設計書に記載されていない事項で、疑義が生じた場合は監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第5条 受託者は、施工計画、検査等のために経験のある技術者を選任すること。また、現場で作業を実施する期間中は、監督職員の指示を受けられるようにすること。

第2章 業務の施工

第6条 伐木作業にあたっては、必要に応じて交通整理員等を配置し通行の安全確保に努めること。

第7条 伐木作業中は、セーフティーコーン等を設置し、前後に作業中の看板を設置すること。

第8条 伐木した際の木切れは、速やかに片付けて、道路上又は排水溝等に集積・散乱等のないようにすること。

第9条 ~~高所作業車を用いる作業のため、当該作業に係る場所の状況、高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を定めなければならない。~~

第10条 ~~高所作業車を用いて作業を行う際は、指揮者を定め作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。~~

第11条 ~~高所作業車の作業床上では、安全帯を使用すること。~~

第3章 施工管理

第12条 施工管理は下記のとおりとする

(1) 写真管理

着手前・作業完了（起終点・中間点）、作業状況及び安全管理等を撮影すること。

(2) 出来高管理

伐木処分に伴う、建設系廃棄物マニフェストは提出するものとする。

その他は提出不要とする。

第13条 提出書類

受託者は、業務完了までに下記の図書を整理のうえ提出しなければならない。

- (1) 施工計画書(作業計画)
- (2) 道路使用許可証
- (3) 写真管理資料
- (4) 工程管理資料(月報含)
- (5) 安全管理資料
- (6) 建設系廃棄物マニフェスト
- (7) 建設業退職金共済組合掛金収納書

第4章 電子納品

~~本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン(令和4年1月)」(以下「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。~~

~~——【阿久根市ウェブサイト】——~~

~~ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品~~

~~——ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。——~~

※本工事は、提出書類が少ないことから、電子納品の対象外とする。

第5章 その他

第14条 当該業務の前金払は行わないものとする。

第15条 業務の詳細な範囲については、現地にて打合せを行うものとする。

令和7年度 市道伐開事業 筒田線外1線 道路伐木委託
位置図

S=1:50,000

市道桐野餅井線
L=10.0m

市道筒田線
L=300.0m

市役所

